

■保健医療機関における掲示■

いまざと診療所は指定を受けた保健医療機関です

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用や問診票などを通じて患者様の診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

外来感染症対策向上加算

当院では、「外来感染対策向上加算」を算定しています。

患者様やご家族、当院の職員、その他来院者等を感染症の危険から守るため、感染防止対策に積極的に取り組んでいます。

当院では以下の様な取り組みを行っております。

- 感染管理者である院長が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- 感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- 標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して地元医師会や基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な 情報提供や助言を受け、院内感染対策の向上に努めます。

時間外対応加算

当院は患者さまの「かかりつけ医」としての機能を発揮するため、再診時に「時間外対応加算1」を算定させていただいております。

当院の標榜時間外において病気に対するご質問や緊急時のお問い合わせについては、緊急先電話番号070-5566-0081にご連絡下さい。

※医師の直接対応が必要な場合、規定に則り、電話再診料を頂戴する場合がございますのであらかじめご了承ください。

明細書発行体制等加算

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

また、自己負担のある患者様には、「診療報酬明細書」「領収書」を交付しております。

明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

生活習慣病管理料Ⅱ

年々増加する生活習慣病の対策の一環として、厚生労働省は令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定し、これまで算定していた「特定疾患管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。本改訂に伴い、令和6年(2024年)6月1日から厚労省の指示通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、「特定疾患管理料」を算定していた方は、「生活習慣病管理料」へと移行します。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動、喫煙、飲酒および服薬などの生活習慣に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へ署名(サイン)をいただく必要があります。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

- ・当院では、後発医薬品のあるお薬については、患者様にご説明の上、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』（一般的な名称により処方箋を発行）を行う場合があります。
 - ・一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- 一般名処方について、ご不明な点がございましたらお気軽にお声がけください。

機能強化加算

当院では「かかりつけ医」機能を有する診療所として機能強化加算を算定しております。

当院は地域の他の医療機関と連携し、包括的な診療を担う医療機関となります。

- ・健康診断の結果に関する受診勧奨を実施しております。また健康相談等、健康管理に関するご相談に応じています。必要に応じて、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・介護保険制度の利用など関わる相談をはじめ、主治医意見書の作成をおこなっています。また保健・福祉サービスに関するご相談に応じています。
- ・他の医療機関との連携の必要性から、他医療機関で処方されているお薬の把握のため、受診時にお薬手帳の持参をお願いしております。
- ・予防接種の実施状況の把握や予防接種に係わるご相談に対応しております。
- ・夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- ・当院では在宅医療を実施するとともに、24時間の往診等の体制を確保しています。

※当院は敷地内全面禁煙としており、電子タバコを含め、敷地内での喫煙はご遠慮いただいております。

ベースアップ評価料

産業全体で賃上げが進む中、医療従事者の賃上げを諮ることを目的に、令和6年度の診療報酬改定で新しく示された報酬制度です。

看護師等の医療現場で働く職員の賃上げを実施するため、令和6年8月以降、ベースアップ評価料の算定を開始しています。

これにより、8月以降、患者のみなさまの診療費のご負担が上がる場合があります。

このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医師を除く医療従事者に全額充てさせていただきます。

ご理解とご協力をお願いします。

医療福祉生活協同組合おおさか
い ま ざ と 診 療 所